

改 正 案	現 行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節～第四節（略） 第五節 退職管理（第八十七条の二―第八十七条の三十六） 第六節～第八節（略） 第六章・第七章（略） 附則 （診療の対象） 第四十六条（略） 一 隊員であつた者で、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。次号及び第八十七条の二十四第一号において「防衛省職員給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの 二 隊員であつた者で、<u>防衛省職員給与法</u>第二十二條の規定又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十九条第一項の規定により療養の給	目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節～第四節（略） 第五節 私企業からの隔離（第八十七条の二） 第六節～第八節（略） 第六章・第七章（略） 附則 （診療の対象） 第四十六条（略） 一 隊員であつた者で、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下本条中「給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの 二 隊員であつた者で、<u>給与法</u>第二十二條の規定又は国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十九条第一項の規定により療養の給付又は保険

付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給を受け
るべきもの

三 (略)

2・3 (略)

(非常勤隊員の服務の特例)

第五十二条 予備自衛官、即ち予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（次条において「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「行政執行人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

第五十三条 法第四十一条、第五十三条及び第五十四条第一項の規定は、非常勤隊員については、適用しない。

2 (略)

3 法第六十二条及び第六十三条の規定の非常勤隊員に対する適用については、法第六十二条第二項中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合」とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者に届け出た場合」と、法第六十三条中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。」とあるのは「防衛大臣に届け出なければならない。」とする。

外併用療養費若しくは療養費の支給を受けるべきもの

三 (略)

2・3 (略)

(非常勤隊員の服務の特例)

第五十二条 予備自衛官、即ち予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（以下「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行人（第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「行政執行人」という。）の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

第五十三条 法第四十一条、第五十三条、第五十四条第一項及び第六十二条第二項の規定は、非常勤隊員については、適用しない。

2 (略)

3 法第六十二条第一項及び第三項並びに第六十三条の規定の非常勤隊員に対する適用については、法第六十二条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合」とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者に届け出た場合」と、法第六十三条中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。」とあるのは「防衛大臣に届け出なければならない。」とする。

(休学の期間及び効果)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 休学者は、学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二百十条の三第一項を除き、以下同じ。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。次条第二項及び第八十七条の三十五第一項において「生徒」という。）としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

4 (略)

第五節 退職管理

(子法人)

第八十七条の二 法第六十五条の二第一項に規定する政令で定める法人は、一の営利企業等（同項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第八十七条の三 法第六十五条の二第三項に規定する政令

(休学の期間及び効果)

第六十一条 (略)

2 (略)

3 休学者は、学生（法第三十三条に規定する学生をいう。第二百十条の三第一項を除き、以下同じ。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。次条第二項において「生徒」という。）としての身分を保有するが、学業に就くことができない。

4 (略)

第五節 私企業からの隔離

(防衛大臣の付議する審議会等)

第八十七条の二 法第六十二条第四項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。

(新設)

で定める法人は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条に規定する法人とする。

（退職手当通算予定隊員）

第八十七条の四 法第六十五条の二第四項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものは、退職手当通算法人（法第六十五条の二第三項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（利害関係企業等）

第八十七条の五 法第六十五条の三第一項に規定する政令で定める営利企業等は、隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等

二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて

（新設）

（新設）

当該交付の対象となる事務又は事業を行つてゐる営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしてゐる営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしてゐることが明らかである営利企業等

三 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等

四 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下この号において同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められてゐる営利企業等

五 防衛省の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下この号において単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として防衛省令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結してゐる営利企業等（隊員が締結に携わつた契約及び履行に携わつてゐる契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしてゐる営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしてゐることが明らかである営利企業等

六 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）としての職務として行ふ犯罪の捜査に関する事務 当該犯罪の捜査を受けてゐる被疑者である営利企業

等

(局等組織)

第八十七条の六 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める部局又は機関は、次に掲げるものとする。

- 一 統合幕僚監部
- 二 陸上幕僚監部
- 三 海上幕僚監部
- 四 航空幕僚監部
- 五 統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関
- 六 情報本部
- 七 技術研究本部
- 八 装備施設本部
- 九 防衛監察本部
- 十 地方防衛局

(意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級)

第八十七条の七 法第六十五条の三第二項第二号に規定する政令で定める官職又は階級は、自衛隊員倫理法(平成十一年法律第百三十号)第二条第二項各号に掲げる隊員以外の隊員が任命されている官職又は階級とする。

(在職中の求職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第八十七条の八 法第六十五条の三第二項第五号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合とする。

(新設)

(新設)

(新設)

一 法第六十五条の三第二項第五号の承認（以下「求職の承認」という。）の申請をした隊員が当該申請に係る利害関係企業等（法第六十五条の三第一項に規定する利害関係企業等という。以下同じ。）との間で職務として携わる第八十七条の五各号に掲げる事務について、それぞれ隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況に照らして当該隊員の裁量の余地が少ないと認められる場合

二 利害関係企業等が求職の承認の申請をした隊員の有する高度の専門的な知識経験を必要とする当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを当該隊員に依頼している場合において、当該隊員が当該地位に就こうとする場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

三 隊員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就く場合（当該利害関係企業等が当該隊員と特に密接な利害関係にある場合として防衛省令で定める場合を除く。）

四 利害関係企業等の地位に就く者が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考されると認められる場合において、当該応募者になろうとする場合

2 隊員は、前項各号のいずれかの場合に該当したことを理由として求職の承認を得た後、当該場合に該当しなくなつた場合は、直ちに、若年定年等隊員（法第六十五条の二第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以

下同じ。）にあつては求職の承認をした防衛大臣に、一般定年等隊員（法第六十五条の三第二項第四号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）にあつては求職の承認をした再就職等監視委員会（求職の承認の権限が、第八十七条の十二の規定により、再就職等監察官に委任されている場合にあつては、再就職等監察官。次条において同じ。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（在職中の求職の承認の手続）

第八十七条の九 求職の承認を得ようとする隊員は、若年定年等隊員にあつては、防衛省令で定めるところにより、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に防衛省令で定める書類を添付して、これを防衛大臣に、一般定年等隊員にあつては、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、内閣官房令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣官房令・防衛省令で定める書類を添付して、これを再就職等監視委員会に提出しなければならない。

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 一 | 氏名 |
| 二 | 生年月日 |
| 三 | 官職又は階級 |
| 四 | 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の名称 |
| 五 | 当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等の業務内容 |
| 六 | 職務と当該求職の承認の申請に係る利害関係企業等との関係 |
| 七 | その他参考となるべき事項 |
| （求職の承認の附帯条件） | |

（新設）

第八十七条の十 防衛大臣は、若年定年等隊員の求職の承認の申請があつた場合において、公務の公正性を確保するため必要があると認めるときは、防衛人事審議会の意見を聴いて、当該求職の承認に際し必要な条件を付することができる。

(新設)

2 防衛大臣は、前項の規定による条件に違反したときは、防衛人事審議会の意見を聴いて、若年定年等隊員の求職の承認を取り消すことができる。

3 職員の退職管理に関する政令第十条の規定は、一般定年等隊員に対する求職の承認について準用する。

(法第六十五条の三第三項の政令で定める審議会等)

第八十七条の十一 法第六十五条の三第三項に規定する政令で定める審議会等は、防衛人事審議会とする。

(新設)

(一般定年等隊員に係る求職の承認の権限の委任)

第八十七条の十二 再就職等監視委員会は、法第六十五条の三第六項において準用する国家公務員法第百六条の三第三項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない隊員に対するものを再就職等監察官に委任することができる。

(新設)

(在職していた局等組織に属する隊員に類する者)

第八十七条の十三 法第六十五条の四第一項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

(新設)

一 再就職者(法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に在職していた局等組織(法第六十五条の三第二項第二号に規定

する局等組織をいう。以下同じ。）が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第四項前段に規定する総括整理する職をいう。以下同じ。）が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二 再就職者が離職前五年間に官房総括整理職に就いていた場合 当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員

三 再就職者が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合 当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している隊員が属する局等組織（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職に就いている隊員

（部長又は課長の職に準ずる職）

第八十七条の十四 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める職は、国家行政組織法第二十一条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者）

第八十七条の十五 法第六十五条の四第二項に規定する政令で定める者は、防衛事務次官及び防衛審議官のほか、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものと

（新設）

（新設）

する。

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に防衛省の内部部局に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又は前条に規定する職（第三号において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職が置かれている場合 当該官房総括整理職（当該局等組織に置かれるものを除く。）に就いている隊員

二 再就職者が離職した日の五年前の日より前に官房総括整理職に就いていた場合 当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に総括整理していた事務を所掌する局等組織（当該再就職者が当該官房総括整理職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員

三 再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合 当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している隊員が属する局等組織（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織を除く。）に属する隊員又は当該局等組織が所掌する事務を総括整理する官房総括整理職に就いている隊員

（事務次官又は局長の職に準ずる職）

第八十七条の十六 法第六十五条の四第三項に規定する政令で定める職は、次に掲げるものとする。

- 一 国家行政組織法第十八条第四項に規定する職及び同法第二十一条第二項に規定する官房の長
- 二 統合幕僚長

（新設）

- 三 陸上幕僚長
- 四 海上幕僚長
- 五 航空幕僚長
- 六 情報本部長
- 七 技術研究本部長
- 八 装備施設本部長
- 九 防衛監察監

（国の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第八十七条の十七 法第六十五条の四第五項第一号に規定する政令で定める業務は、職員の退職管理に関する政令第二条に規定する法人が行う業務とする。

（防衛省への権利行使等に類する場合）

第八十七条の十八 法第六十五条の四第五項第二号に規定する政令で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分についての権限を有する防衛省に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第八十七条の十九 法第六十五条の四第五項第六号に規定する政令で定める場合は、同号の規定による要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として防衛省令で定めるものを受ける契約に関する職務その他隊員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第八十七条の二十 法第六十五条の四第五項第六号の承認

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（以下「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、離職の際に若年定年等隊員であつた者にあつては、防衛省令で定めるところにより、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に、離職の際に一般定年等隊員であつた者にあつては、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、内閣官房令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を再就職等監視委員会（依頼等の承認の権限が、次条の規定により、再就職等監察官に委任されている場合にあつては、再就職等監察官）に提出しなければならぬ。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職又は階級

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間（再就職者が法第六十五条の四第二項又は第三項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る隊員の官職又は階級及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第六十五条の四第五項第六号の規定による要求又は依頼の対象となる同条第一項に規定する契約等事務

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第六十五条の四第

五項第六号の規定による要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

(一般定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認の権限の委任)

第八十七条の二十一 再就職等監視委員会は、法第六十五条の四第九項において準用する国家公務員法第百六条の四第六項の規定により委任された承認の権限のうち、法第六十五条の四第三項に規定する職に就いたことのない再就職者に対するものを再就職等監察官に委任することができる。

(再就職者による依頼等の届出の手續)

第八十七条の二十二 法第六十五条の四第十項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、当該再就職者が離職の際に若年定年等隊員であつた場合にあつては、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を防衛大臣に、当該再就職者が離職の際に一般定年等隊員であつた場合にあつては、内閣官房令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を再就職等監察官に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職又は階級

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

(新設)

(新設)

七 依頼等の内容

(防衛大臣への再就職の届出)

第八十七条の二十三 法第六十五条の十一第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 官職又は階級

四 再就職の約束をした日

五 離職予定日

六 再就職予定日

七 再就職先の名称

八 再就職先の業務内容

九 再就職先における地位

十 求職の承認の有無

十一 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

(管理又は監督の地位にある隊員の官職)

第八十七条の二十四 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる隊員が就いている官職とする。

一 次に掲げる隊員（防衛省職員給与法第十一条の三第三項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして防衛省令で定めるものを除く。）

イ 防衛省職員給与法別表第一自衛隊教官俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が二級のものの

ロ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条において「一般職給与

(新設)

(新設)

-
- 法」という。)別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの
- ハ 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が四級以上のもの
- ニ 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が五級以上のもの
- ホ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が三級以上のもの
- ヘ 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの
- ト 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が六級以上のもの
- チ 防衛省職員給与法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける隊員であつて、その階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上のもの
- 二 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員
- 三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表五号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの
- 四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条
-

第一項の俸給表の適用を受ける隊員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

(管理職隊員であつた者の再就職の届出の対象となる地位)

第八十七条の二十五 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める地位は、職員の退職管理に関する政令第二十八条各号に掲げる地位とする。

(防衛大臣への事前の再就職の届出)

第八十七条の二十六 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職又は階級

四 離職日

五 再就職予定日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容

八 再就職先における地位

九 求職の承認の有無

十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

(防衛大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)

第八十七条の二十七 法第六十五条の十一第三項第二号に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する政令第三十条に規定する法人とする。

(防衛大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人)

第八十七条の二十八 法第六十五条の十一第三項第三号に規定する政令で定める法人は、職員の退職管理に関する

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

政令第三十一条に規定する法人とする。

（防衛大臣への事前の再就職の届出に係る公益社団法人又は公益財団法人）

第八十七条の二十九 法第六十五条の十一第三項第四号に規定する政令で定める公益社団法人又は公益財団法人は、職員の退職管理に関する政令第三十二条に規定する法人とする。

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）又は地方公務員（以下この号において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となつた場合

二 法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）又はこれに基づく命令により防衛省に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合

（防衛大臣への事後の再就職の届出）

（新設）

（新設）

第八十七条の三十一 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の官職又は階級
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 求職の承認の有無
- 十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

(防衛大臣による報告)

第八十七条の三十二 法第六十五条の十一第五項の規定による報告のうち同条第一項の規定による届出に係るものは、当該届出に係る者が離職した時点で当該届出に係る

(新設)

約束が効力を失っていない場合において、当該届出に係る者が離職した時に行うものとする。

(内閣の公表事項)

第八十七条の三十三 法第六十五条の十一第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 届出に係る氏名
- 二 離職時の年齢
- 三 離職時の官職又は階級
- 四 離職日
- 五 再就職日又は再就職予定日
- 六 再就職先の名称

- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位
- 九 求職の承認の有無
- 十 防衛大臣又は官民人材交流センターによる離職後の就職の援助の有無

(防衛大臣の公表事項)

第八十七条の三十四 法第六十五条の十二第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 離職時の年齢
- 二 離職時の官職又は階級
- 三 離職日
- 四 再就職日
- 五 再就職先の名称
- 六 再就職先の業務内容
- 七 再就職先における地位
- 八 求職の承認を得た日
- 九 求職の承認の理由

(非常勤隊員等の退職管理の特例)

第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第一百八条第一項第七号並びに第一百八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）をいう。次項及び次条第二項において同じ。）については、適用しない。

2 法第六十五条の二第一項の他の隊員には、非常勤隊員

(新設)

(新設)

等を含まないものとする。

3 法第六十五条の四第十項及び第一百八条第一項第七号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とする。

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項

まで、第一百八条第一項第三号から第六号まで及び第二百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。以下」とする。

2 次に掲げる者には、非常勤隊員等を含まないものとする。

一 法第六十五条の四第一項に規定する離職前五年間に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十三に規定するもの

（新設）

二 法第六十五条の四第二項に規定する防衛省の内部部に置かれる部の部長若しくは課の課長の職又はこれらに準ずる職として第八十七条の十四に規定するものに就いていた時に在職していた局等組織に属する隊員に類する者として第八十七条の十五に規定するもの

(警務官等の権限)

第一百十条 警務官等は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）に規定する犯罪については、被疑者が隊員以外の者であるときは、司法警察職員としての職務を行うことができない。ただし、自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内においてその犯罪を犯した現行犯人に係る場合は、この限りでない。

(食事)

第二百二十六条の六 (略)

2 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人に対しては、その委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。

(警務官等の権限)

第一百十条 警務官等は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）に規定する犯罪については、被疑者が隊員以外の者であるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員（以下「司法警察職員」という。）としての職務を行うことができない。ただし、自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内においてその犯罪を犯した現行犯人に係る場合は、この限りでない。

(食事)

第二百二十六条の六 (略)

2 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人に対しては、その委託者が外国政府である場合において、防衛大臣が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。

○ 防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
（分科会） 第五条（略）		（分科会） 第五条（略）	
名称	所掌事務	名称	所掌事務
（略）	（略）	（略）	（略）
再就職等監視分科会	自衛隊法第六十五条の三第三項及び第五項、第六十五条の四第六項及び第八項、第六十五条の六並びに第六十五条の七並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第八十七条の十第一項及び第二項、防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）並びに防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	離職者就職審査分科会	自衛隊法第六十二条第四項及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）及び防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、防衛大臣が指名する。この場合において、再就職等監視分科会に属すべき委員は、隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び第七条第二項にお		2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、防衛大臣が指名する。	

いて同じ。)の退職管理に関する事項に関し公正な判断
をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有
する者であつて、かつ、隊員としての前歴(非常勤の隊
員としての前歴を除く。)を有しない者である委員のう
ちから指名するものとする。

3
3
6 (略)

(幹事)

第七条 (略)

2 幹事は、隊員のうちから、防衛大臣が任命する。

3
3
4 (略)

3
3
6 (略)

(幹事)

第七条 (略)

2 幹事は、自衛隊法第二条第五項に規定する隊員のう
ちから、防衛大臣が任命する。

3
3
4 (略)